

定年退職金制度

最終更新日：2020年2月7日

旧制度と新制度の比較

退職金制度	旧制度 (労働基準法)	新制度 (労働者定年退職金条例) 2005年7月1日以降適用	経過措置
適用対象	<ul style="list-style-type: none"> 労働基準法が適用される従業員を対象 外国籍の従業員も対象 	<ul style="list-style-type: none"> 原則として、労働基準法が適用される台湾籍の従業員が対象 台湾に戸籍を有する台湾籍者の配偶者である外国籍の従業員も対象 台湾に戸籍を有する台湾籍者の配偶者と離婚した、またはその配偶者が死亡した後も適法に居留・就業する外国籍の従業員 永久居留資格を有する外国籍の従業員 雇用主、自営業者、委任契約に基づく従業員、および労働基準法が適用されない従業員は申請により自費加入が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 旧制度の適用対象者は、旧制度の継続適用か、新制度適用かを2010年6月30日までに選択することができた。なお、一度新制度を選択した場合、旧制度へ移行することは認められない 旧制度下の勤続期間は、保留される 新制度適用後に雇用された従業員は、強制的に新制度の適用となる
受給資格	<ul style="list-style-type: none"> 同一企業に勤続15年以上、かつ満55歳に達した者 同一企業に勤続25年以上の者 同一企業に勤続10年以上、かつ満60歳に達した者 満65歳、または心身状況で仕事できないことを理由に雇用主 	<ul style="list-style-type: none"> 満60歳に達した者 死亡者の遺族 	

	より強制退職させられた者		
勤続年数の 計算方法	・同一企業単位で計算 (企業 M&A 法による組織再編に該当する場合を除く)	・新制度を選択した日から起算 ・勤務先の変更があっても、勤続年数は通算する	
拠出率	・月給の 2～15%の範囲内で、各企業が拠出額を選択 (雇用主負担)	・月給の 6%を下回らない比率を拠出 (雇用主負担) ・上記雇用主負担の他に、月給の 6%の範囲内で従業員個人の追加拠出も可能	・旧制度の継続適用を選択した対象者、および保留された新制度施行前の勤続年数について、人数、賃金、勤続年数、流動率などを勘案し計算した拠出比率に基づき、継続拠出し、5 年以内に十分な額の準備金を積立てなければならない ・具体的な外部拠出の内容につき、現状は、労働部より「拠出率を 2%以上に設定」して拠出を開始・継続するよう指導しているのみであるが、これ以外の拠出率を採用したい会社のために、参考用として試算用ソフトを提供している
口座管理単位	・企業単位の管理口座 (台湾銀行信託部の退職基金専用口座)	・個人単位の管理口座 (労工保険局の専用口座) * 従業員が退職して別の企業に就職しても、以前の積立分はそのまま引継ぐ	

給付方法	<ul style="list-style-type: none"> ・全額一括給付 	<ul style="list-style-type: none"> ・勤続年数 15 年以上の場合：月次給付（死亡時に停止）または一括給付を選択できる。勞工保険局査定後、給付方法を変更できない ・勤続年数 15 年未満または死亡の場合：一括給付 	
給付額	<ul style="list-style-type: none"> ・勤続 15 年までについては 1 年につき平均賃金（退職前 6 カ月間の平均賃金）2 カ月分、勤続 15 年超の部分については 1 年につき平均賃金 1 カ月分を支給。但し、45 カ月分を上限とする 	<ul style="list-style-type: none"> ・月次給付額 累積した個人退職金口座の元金に利子を加えた残高より、年金生命表、利率等の諸係数に基づき決定 ・一括給付額 累積した個人退職金口座の元金に利子を加えた残高 (累積した金額とは、個人口座の収益のほか、まだ配分されていない部分は、前期の収益により申請月まで計算する。前期の収益分配基準が保障収益に達しないときは、前期の最低保障収益率の年平均を基準とする) 	
「年金保険」の採用	規定なし	<ul style="list-style-type: none"> ・200 名以上の従業員を有する企業で、労働組合または従業員の半数の同意があり、従業員の半数が参加する場合には、個人単位の管理口座ではなく、保険会社（一企業に一社）による年金保険を選択することができる 	
雇用者に対する罰則規定	<ul style="list-style-type: none"> ・規定による処理を行わない場合、20,000 台湾元以上、300,000 台 	<ul style="list-style-type: none"> ・規定による処理を行わない場合、20,000 台湾元以上、100,000 台湾元以下の 	

	湾元以下の過料	過料を科し、改善措置が講じられるまで、月ごと罰される。 ・ 拋出額が延滞納付の場合、一日当たり未納額の 3% の延滞金（拋出額が上限）が科される。	
--	---------	--	--